

遵 守 事 項

- 1 バasketボール用車いすを使用目的以外に使用してはならない。
- 2 荒天時の屋外で使用しないこと。
ただし、市が認めた場合は、この限りではない
- 3 Basketボール用車いすの使用する権利を譲渡し、また転貸してはならない。
- 4 Basketボール用車いすを原状回帰（破損、汚れがないか確認し、汚れは落とす）をして返却すること。
- 5 Basketボール用車いすの原状を変更し、又はBasketボール用車いすに改良、改造等してはならない。ただし、市がこれを認めた場合はこの限りではない。
- 6 Basketボール用車いすを使用するための必要経費、その他の費用を市に請求することはできない。
- 7 使用者の責に帰すべき事由により、Basketボール用車いすの全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。
- 8 使用者が遵守事項に定める義務の不履行により、第三者に損害を与えた場合は、賠償する義務を負う。
- 9 使用期間が満了したとき又は使用を取り消されたときは、すみやかにBasketボール用車いすを原状に回復して返却しなければならない。
ただし、市がこれを認めた場合はこの限りではない。